

# 第1回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル 検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和2年8月28日（金）16：24～16：41

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト  
会議委員8名

資 料：第1回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジ  
ェクト会議事項書

資料1 新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロ  
ジェクト会議名簿

資料2 「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロ  
ジェクト会議」の設置について

資料3 - 1 新型コロナウイルス感染症に関する経過

資料3 - 2 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県  
議会指針

資料3 - 3 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver.5

資料4 検証に当たっての視点について

参考資料 災害対策会議概要（1～8）

別紙様式 検証に当たっての意見

委 員：只今から「第1回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル  
検討プロジェクト会議」を開催する。この会議は、8月4日の代表者  
会議から、新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルの策定  
について、議会改革推進会議に諮問を受け、8月19日、議会改革推  
進会議役員会で、「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニユ  
アル検討プロジェクト会議」として設置された。このプロジェクト会議  
では、新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルの策定に向  
けて議論を進めてまいりたいと考えているので、皆様方のご協力をよ  
ろしくお願いしたい。

まず、去る8月19日、議会改革推進会議役員会における協議及びそ  
の後の調整により、この会議の委員は、**資料1**の名簿のとおりであり、  
津田委員が座長を、森野委員が副座長をさせていただくことになった。  
このことについて、委員の皆様にもご了承いただくよう、よろしくお  
願いしたい。また、本プロジェクト会議の設置については、同じ  
く8月19日の議会改革推進会議役員会において、**資料2**のとおり決

定されているので、ご確認をよろしくお願いいたしたい。

次に、「会議の運営について」であるが、本プロジェクト会議の運営に関して、これまでの例に倣い、私から提案させていただく。1点目は、本プロジェクト会議を公開とすること。2点目は、本プロジェクト会議における議事の概要を県議会ホームページに掲載すること。3点目は、議事概要のホームページへの掲載は、発言委員を特定しない形で行うこと、以上3点を提案する。このことについて、委員各位のご意見は如何か。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。次に、「今後の進め方等について」であるが、新型コロナウイルス感染症への対応に関して、本年3月2日の代表者会議において、「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」を適用する旨を決定し、同指針に基づき、必要な事項について、その都度、災害対策会議を開催し、協議決定をしてきたところである。ついては、これまでの新型コロナウイルス感染症への、これらの対応について検証を行い、それを踏まえて、マニュアルの策定についてご検討いただきたいと考えているが、如何か。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。具体的な日程については、マニュアルの策定に先立ち、検証を行い、それを踏まえて、次々回からマニュアル策定に向け本格的に議論を進めていき、11月中には、本プロジェクト会議としての一定の結論を出してまいりたいと考えるがよろしいか。

委 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。ついては、検証を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する経過や緊急事態への対応に関する県議会指針及び「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針」のほか、検証に当たっての視点について、事務局から説明させる。

事務局：では資料3 - 1から参考資料まで説明する。

資料3 - 1をご覧ください。これまでの新型コロナウイルス感染症に関する経緯が書いてある。時系列で、それぞれ代表者会議、議運、災害対策会議でどういう決定がなされたか、また正副議長がどういう動きをされているか、全員協議会で、いつどのような説明がされたか、また、国や執行部の動き等を表にしている。ポイントだけ説明する。

3月2日のところであるが、「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」を適用することを決定した。指針は資料3 - 2で、後程説明をさせていただく。

次に、3月3日であるが、議運で会議関係者が感染した場合の対応について、また、3月31日には代表者会議において、感染した場合等における事務局への連絡や、議員の氏名等の公表、緊急事態宣言が発令された場合の災害対策会議の開催基準等について、4月1日から適用することを決定いただいている。

次に、国の動きになるが、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令されて、4月16日には残る40道府県も、緊急事態宣言が発令され、13都道府県が特定警戒都道府県に指定されたところである。これを踏まえて、4月17日であるが、第1回災害対策会議が開催されて、感染防止対策の徹底とか、速やかな参集、不要不急の外出の自粛、人権侵害や誹謗中傷の根絶等について決定している。

次、4月20日であるが、これは執行部の動きで、一番右端だが、「三重県緊急事態措置」を発表している。

次のページをご覧ください。これまで各会議で決定してきた内容について、4月24日であるが、「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針」という形で、これまでの決定を整理している。ver. 1として全議員に配付をしているところである。基本的には、これ以降、災害対策会議で重要な内容は協議・決定いただいているところである。ただ、5月13日の代表者会議の欄をご覧くださいと、政務活動費の減額については、代表者会議で決定いただいているという状況である。このページの一番下の、5月14日であるが、本県を含めた39県の緊急事態宣言が、国のほうで解除されたところである。

次、3ページ目になるが、5月25日、最後まで残っていた、5都道府県の緊急事態宣言が解除されて、全都道府県の緊急事態宣言が解除されたということになる。この間に国とか、執行部の動きを受けて、議会の対応方針も、ver. 2からver. 4まで、変更がされている。

次に最後のページ、4ページ目である。8月4日のところをご覧くださいと、議長から提案があった、マニュアルの策定を議会改革推進会議において検討することが決定されている。併せて、議会の対応方針の時点修正等を行うということを決めていて、8月6日、「対応方針 ver. 5」という形で策定して、全議員に配付したところである。対応方針は、[資料3 - 3](#)において説明する。[資料3 - 1](#)は以上である。

次、[資料3 - 2](#)である。今回、災害対策会議を中心に対応してきたのは、こちらの「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」が根拠になっている。2の「対象とする災害等」をご覧くださいと、括弧の一番下の【その他】であるが、ここの2行目で

「感染症の流行」が対象となっている。これを根拠として指針を適用することになった。他に、この指針では、3で「議会の役割」とか、次の2ページであるが、4においては「議員の役割」が書いてある。それから3ページ目においては、災害対応組織として「三重県議会災害対策会議」という名称で対応している。招集時期については、これは大規模地震等を想定して作られている関係があって、ここに書かれている基準に代え、3月31日の代表者会議において招集の基準を決定しているところである。この資料3 - 2についての説明は以上である。

最後、資料3 - 3である。議会の対応方針 ver. 5ということで、ver. 4から時点修正をしたものを、8月6日付で全議員に配付をさせていただいている。この対応方針については大きく、「議会運営等」と「議員の行動」の二つから構成されている。

議会運営のほうであるが、(1)について、感染防止対策ということであったが、国や執行部の定義で、新しい生活様式を取り入れたというようなことも入ってきているので、この辺の項目を修正しているところである。

次に2ページ目をご覧いただきたい。一番上の表であるが、会議場所別の対応策を書いている。議場における本会議場の場合と、委員会室、全員協議会室の場合ということで、それぞれ対応が異なっている。

次、(2)であるが、会議関係者が感染した場合、恐れがある場合の対策というものが書かれている。

それから、3ページ目である。(3)であるが、議会主催の行事等ということで、書いている。大きな2つ目、3ページ目の下のほうの「2 議員の行動」であるが、(1)で行動指針というのがあるが、大きく4点ある。

次の4ページをご覧いただいて、(3)は今、外出に当たっての注意というふうになっているが、これまで「外出の自粛」についてということで書かれていて、緊急事態宣言等が発令されていた当時の都道府県名等を具体的に入れ、外出自粛の要請をしていたが、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえて、何度か改正をして、現在の内容となっているところである。それで一番上の「外出時・登庁時には検温を行うなど、体調管理に万全を期す」という新しい内容も入れている。

それから、(2)の感染した場合、恐れがある場合の対応ということで、議会への連絡とか、議員の氏名等の公表等を記載しているところである。

最後に参考として、これまで8回の災害対策会議が開催されてきたが、最後のほうに参考資料1～8ということで、概要を付けているので、ご参考にしていただければと思う。以上である。

委員：只今の説明に対して何かご質問等はあるか。

全員：意見なし。

委員：よろしいか。ないようなので、次回の会議において検証を行うため、本日、会議資料のほか、資料4のとおり、「検証に当たっての視点について」を整理したので、これらも参考に各会派でご検討いただき、その結果を別紙様式「検証に当たっての意見」としてまとめ、次回会議までに事前に事務局に提出していただきたいと考えるが如何か。

全員：異議なし。

委員：それではそのようにする。最後に次回の日程についてであるが、9月17日、木曜日の本会議散会后、もしくは9月24日にさせていただきたいと思うが如何か。なお、先ほどの別紙様式「検証に当たっての意見」を提出いただく期限は、9月11日、金曜日となるので申し添える。よろしいか。

事務局：仮に次回の会議日程が24日になった場合には、提出期限は9月17日の木曜日になるので、できれば日程を調整いただければと思う。

委員：何かあるか。異議はないか。これは、ここで確定するのか。その後、連絡していただくのか。

事務局：できたら、この場で調整いただければありがたい。

委員：会派が全員集まる日がなかなかないので、意見集約をどうするかというところである。今のところ、9月17日に本会議があるので、ここが全員集まるが、それまではちょっと、いろいろやってるんでパラパラとはみんな来るが、全員集まる場がないので困ったなど。

委員：各会派の議論というのは、ちゃんと経ないといけないと思うので、次回の日程については、9月24日でよろしいか。

全員：異議なし。

委員：じゃあ9月24日とさせていただきたいと思うのでよろしく願いいたしたい。なお、次々回については、仮置きだが、10月5日月曜日の予算決算常任委員会終了後を予定いたしたいと思うのでよろしく願いする。ご協議いただく事項は以上ですが、他に何かあるか。

全員：意見なし。

委員：よろしいか。では、なければ以上で第1回プロジェクト会議を終了する。お疲れ様でした。